

Bi-Weekly Newsletter

Apr 24, 2019 | ISSUE 19

I. 統計資料

02

- 直近3年間における上場会社の監査結果分析および今後の監督方針発表

II. 産業ニュース

02

- 監査院、国税庁の交差税務調査運営および改善案の推進実態監査報告

III. 最新事例・判例

03

- 役員賞与金支払額の損金不算入イシュー(2019.2.18.,租審2018ノ0944)
- 代表理事に支払った争点賞与金を損金不算入とし法人税を賦課した処分の当否

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせ下さい。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジョン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I. 直近3年間における上場会社の監査結果分析および今後の監督方針発表

- 金融監督院報道資料(<http://www.fss.or.kr/>)

主な内容

- 金融監督院は2019年4月17日、直近3年間の上場法人監査結果を分析後、今後の財務諸表全般を調べる一般審査を強化して、監査品質に対する会計法人および公認会計士の責任性を強化するとの趣旨の、今後の監督における方針を発表した。
- 該当資料によると、金融監督院の会計企画監査室の新設など、監査部署の拡大により、直近3年間の監査結果、分析対象(上場法人)会社数が増勢にあることが分かった。

(単位:個)

区分	2016年	2017年	2018年	2017年対比	
				増減(%)	増減率(%)
標本監査(*)	58	77	77	-	-
疑惑監査(**)	22	14	23	9%	64.3%
合計	80	91	100	9%	9.9%

(*) 標本監査:標本抽出法を用いて監査対象を選定・実施する監査で、粉飾リスク要素(横領・背任の発生、内部会計制度の不適正、頻繁な筆頭株主の変更など)がある会社の優先抽出法と無作為標本抽出法などを併行する。

(**) 疑惑監査:金融監督院の業務実施過程または外部情報提供などで疑惑事項を事前に認知して実施する監査。

II. 監査院、国税庁の交差税務調査運営および改善案の推進実態監査報告

- 監査院分野別監査結果(<https://www.bai.go.kr>)

- 税務調査は、納税地管轄地方国税庁(または税務署)が実施することが原則である。しかし、国税基本法第81条の6第1項但書は、納税者の主な事業場などが納税地と管轄を別にしたり、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を実施するのが不適切な場合などの事由があつたりする時に、国税庁長(または地方国税庁長)は管轄を調整して交差税務調査を実施することができる規定している。
- 監査院は最近5年間に承認された交差税務調査を対象に、交差税務調査制度運営の適正性と改善案の適正性に係る監査を実施した。その後、調査対象者の選定と関連して、活用した根拠資料などの保管・履歴管理が不十分かつ選定過程が不透明な点、調査官署の管轄でないのに管轄調整の承認なく税務調査を実施した事例がある点など、管轄調整に関する規定が明確でなく一貫性が欠けていることなどを指摘した後、管理・監督を徹底するように国税庁長に注意要求措置を行った。
- また、公正な税務調査を阻害する恐れがあるかに対する検討なく、地元企業の交差税務調査の際に単純に形式的要件(10年以上一定地域に所在、1回以上税務調査受検)を充たすとの事由だけで交差税務調査が申請・承認されるなど、交差税務調査制度の導入趣旨とは異なる運営を指摘した。そして、(1)地元企業に対する交差税務調査の場合には公正な税務調査を阻害する恐れの具体的な根拠を、実質的管理場所が納税地と異なるとの事由で実施される交差税務調査の場合には、脱漏疑惑など該当場所を実質的管理場所と指定した具体的な根拠を記載して交差税務調査を申請するようにして、(2)形式的要件の例外事由である“交差税務調査が必ず必要な場合”に関する規定を補完するように通知措置を行う。
- 監査院の今回の監査以後、国税庁の交差税務調査の濫用事例改善が期待される。

III. 最新事例・判例

- 2019.2.18.,租審2018ノ0944

1. 事実関係

- 請求法人は歯科医療用機器の卸売業を営む法人で、株主総会決議によって役員報酬総額を定め、取締役会決議を経て役員賞与金を支払ったが、2014～2016事業年度において登記役員に支払った人件費のうち、ほとんどが代表理事に支払われた。
- 処分庁は請求法人に対して法人税統合調査を実施した後、請求法人が支払った役員賞与金(以下‘争点賞与金’)は、利益処分による賞与金として具体的な支払基準がなく、支払った賞与金に該当すると見て損金不算入とし、法人税増額を更正・決定した。
- 請求法人はこれを不服として、租税審判院に審判請求を提起した。

2. 争点

- 請求法人が代表理事に支払った争点賞与金を損金不算入として法人税を賦課した処分の当否

3. 判断

- 請求法人は、商法に則って株主総会で役員の報酬限度を定め、支払額などの具体的な事項は取締役会に委任できるようにしており、これに従って争点賞与金を支払ったため、具体的な支払基準なく支払われた賞与金などと見て損金不算入とし法人税を課税したこの件の処分は不适当であると主張している。
- しかし、定時株主総会にて役員報酬限度を決議したとしても、それだけでは法人税法施行令第43条第2項所定の‘給与支払基準’が定められているとは言えず、争点賞与金の金額を定めた根拠が分からぬだけでなく、その金額が該当事業年度の当期純利益の約42%に達する巨額のため、これを役員個人に対する賃金と見るのは難しい。
- また、争点賞与金は留保された利益を支配株主に配分するために賞与金の形式を取ったもので、職務執行に対する正常な対価というよりは、主に法人に留保された利益を分与するために対外的に報酬の形式を取ったに過ぎないと見られ、利益処分によって支払われる賞与金とその実質が同じであると言える。
- したがって、処分庁が争点賞与金を、利益処分による具体的な支払基準なく支払った賞与金と見て損金不算入とし法人税を課税したこの件の処分は、特に誤りはないと判断される。

III. 最新事例・判例

– 2019.2.18.,租審2018ノ0944

4. 関連法令など

- 法人税法第26条(過多経費などの損金不算入)

次の各号の損金のうち大統領令で定めるところにより過多あるいは不适当であると認める金額は内国法人の各事業年度の所得金額を計算する時に損金に算入しない。

1. 人件費

- 法人税法施行令第43条(賞与金などの損金不算入)

①法人がその役員または使用人に利益処分によって支払う賞与金(第20条第1項各号の1に該当する成果給を除く)は、これを損金に算入しない。この場合、合名会社または合資会社の労務出資社員に支払う報酬は利益処分による賞与と見る。

②法人が役員に支払う賞与金のうち定款・株主総会・社員総会または取締役会の決議によって決定された給与支払基準によって支払う金額を越えて支払った場合、その超過金額はこれを損金に算入しない。

- 商法第388条(取締役の報酬)

取締役の報酬は定款にその金額を定めていない時は株主総会の決議でこれを定める。